

医療的ケア児日中預かり支援事業実施要綱

5 福祉障施第 380 号
令和 5 年 8 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）における恒常的に医療的ケアを受け
ることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対する日中の預かり先
を確保することにより、医療的ケア児の健康の保持とその家族の就労等を支援するこ
とを目的とする。

(事業の概要)

第 2 条 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことにより、日中の預
かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。

(実施要件)

第 3 条 本事業を実施する事業所は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしていな
ければならない。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同
条第 2 項に規定する診療所
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施
設若しくは同条第 29 項に規定する介護医療院

(利用対象)

第 4 条 医療的ケア児（ただし、別表 1 に定める障害福祉サービス等利用における医療的
ケア判定スコア（日中の基本スコアと見守りスコアの合計点）16 点未満の障害児に限
る。）

(活動内容)

第 5 条 事業所内の専用スペース等において、医療的ケア児の受入れに必要な人員、設備
等を確保し、原則として連続した 8 時間以上の日中預かりを実施するものとする。

(サービス提供時間)

第 6 条 事業所において医師の配置がなされている時間帯に実施するものとする。

(指導監督)

第 7 条 都は、事業所が本要綱による事業を適切に実施しているかどうか確認するために
立入確認や関係書類の提出を求めることができる。

(改善指導)

第8条 都は、事業所が本要綱による事業を適切に実施していないと認める場合は、改善指導を行う。

(費用の補助)

第9条 この要綱に基づく事業につき、都は別に定める基準に基づき予算の範囲内において補助する。

(その他)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は、令和5年9月1日から施行する。